

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鮫川村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県鮫川村長

公表日

令和8年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民の異動届（転入、転出、社加、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 2 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 3 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 4 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 5 世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 6 被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。）と連携する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等を行う。 保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。 公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込（被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム（デジタル庁）から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施）を行う。
③システムの名称	国民健康保険資格システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- 1 国民健康保険（資格）システム
 - 2 被保険者マスタ作成システム
 - 3 国民健康保険（賦課）システム
 - 4 特別徴収管理システム
 - 5 収納消込システム
 - 6 団体内統合宛名システム
 - 7 中間サーバー
 - 8 国保総合（国保集約）システム（※）
- ※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24、44の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48、69、70、71、160の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	住民福祉課(資格関係業務)・総務課(賦課徴収関係事務)	
②所属長の役職名	住民福祉課長・総務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 総務課 情報係 TEL:0247-49-3111 FAX:0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 (資格関係事務) (賦課徴収関係事務) 鮫川村役場 住民福祉課 住民係 鮫川村役場 総務課 税務係 TEL:0247-49-3112 FAX:0247-49-2651 TEL:0247-49-3111 FAX:0247-49-2651 E-mail:jumin@vill.samegawa.fukushima.jp E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鯨川村情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 関連情報の「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、43、44項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第25条	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第42、43、44項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第25条	事前	
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和3年9月1日	令和4年7月1日	事後	
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年9月1日	令和4年7月1日	事後	
令和5年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 総務課 企画情報係 TEL:0247-49-3111 FAX:0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 村づくり推進係 TEL:0247-57-6332 FAX:0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和5年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上10,000万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和5年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事後	
令和5年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 村づくり推進係 TEL:0247-57-6332 FAX:0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 情報広報係 TEL:0247-57-6332 FAX:0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	
令和7年2月1日	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧」のとおり	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧」のとおり	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧」のとおり	事後	
令和8年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 情報広報係 TEL:0247-57-6332 FAX:0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 総務課 情報係 TEL:0247-49-3111 FAX:0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和8年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和7年7月1日	令和8年7月1日	事後	
令和8年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和7年7月1日	令和8年7月1日	事後	
令和8年7月1日	IVリスク対策 9.監査	○ 自己点検 内部監査 外部監査	○ 自己点検 内部監査 外部監査	事後	